

審 査 基 準 整 理 票

処分名	フロン類回収業の登録		
根拠法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)	(条項) 第 53 条第 1 項	
基準法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成 14 年経済産業省・環境省令第 7 号)	(条項) 第 55 条 第 56 条 第 51 条	
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課		
標準処理期間	2 1 日	法定処理期間	
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>1 フロン類回収業登録申請者が使用済自動車の再資源化等に関する法律第 56 条第 1 項の各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>2 申請書に記載された第 54 条第 1 項第 6 号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。</p> <p>3 申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき。</p> <p>参考</p> <p>【根拠法令】</p> <p><b>使用済自動車の再資源化等に関する法律</b> (フロン類回収業者の登録)</p> <p>第 53 条</p> <p>フロン類回収業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>【基準法令】</p> <p><b>使用済自動車の再資源化等に関する法律</b> (登録の実施)</p> <p>第 55 条</p> <p>都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第 1 項の規定によ</p>			

り登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項をフロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)

第 56 条

都道府県知事は、フロン類回収業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第 54 条第 1 項第 6 号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

**使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則**

(フロン類回収業者の登録の基準)

第 51 条

法第 56 条第 1 項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。